

議案第10号

南房総市とみうら枇杷倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

南房総市とみうら枇杷倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和8年2月12日提出

南房総市長 石井 裕

南房総市とみうら枇杷倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
南房総市とみうら枇杷倶楽部の設置及び管理に関する条例（平成18年南房総市条例第
187号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

ミニギャラリー	1日につき	220円	450円
---------	-------	------	------

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から
施行する。

議案第10号 南房総市とみうら枇杷倶楽部の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案					現 行				
第1条～第15条 (略)					第1条～第15条 (略)				
別表 (第8条関係)					別表 (第8条関係)				
施設の種類		単位	使用料		施設の種類		単位	使用料	
			市内者	市外者				市内者	市外者
店舗	物産販売	1平方メートル1月につき	3,300円	6,600円	店舗	物産販売	1平方メートル1月につき	3,300円	6,600円
	飲食及び喫茶	1平方メートル1月につき	2,200円	4,400円		飲食及び喫茶	1平方メートル1月につき	2,200円	4,400円
業務用加工場		1月につき	110,000円	220,000円	業務用加工場		1月につき	110,000円	220,000円
ギャラリー		1日につき	1,120円	2,240円	ギャラリー		1日につき	1,120円	2,240円
多目的ホール		1日につき	1,120円	2,240円	多目的ホール		1日につき	1,120円	2,240円
一般加工場		1日につき	2,240円	4,480円	一般加工場		1日につき	2,240円	4,480円
体験スタジオ		1日につき	2,240円	4,480円	体験スタジオ		1日につき	2,240円	4,480円
<u>ミニギャラリー</u>		<u>1日につき</u>	<u>220円</u>	<u>450円</u>					
備考 (略)					備考 (略)				

附 則 (抄)

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。